

団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務 揭示文兼企画提案競技説明書

団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に係る手続開始の揭示に基づく企画提案書の提出等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の揭示日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷依子
兵庫県神戸市中央区御幸通 7 丁目 1 番 15 号

3 業務概要等

（１） 業務の名称

団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務

（２） 業務対象エリア

明石舞子団地（兵庫県神戸市垂水区狩口台一丁目・二丁目、南多聞台七丁目、明石市松ヶ丘二丁目・四丁目）及びその周辺地域

（３） 履行期間

契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

（４） 業務概要（詳細は別冊 1 参照）

ＵＲ賃貸住宅の所在するエリアにおけるコミュニティ活性化策として、公共空間を利用した地域住民によるマーケットを継続して開催する土壌を作るための手順書を作成するもの。手順書作成にあたり、業務対象エリアを事前調査の上、地域住民等によるマーケットの開催を支援し、その結果を検証する。

（５） 業務内容（詳細は別冊 1 参照）

① マーケット開催支援開始までの事前準備

イ 業務対象エリアの調査

ロ 団地居住者、地域住民向けのセミナー開催（１回）

② マーケットの開催支援

イ マーケットに関する連続講座の開催及び企画運営（５回程度）

ロ マーケット開催に向けた相談会開催

ハ マーケット開催

ニ マーケット終了後の振り返り会の開催

③ ①②の検証結果報告書及び他エリアへの展開手順書の作成

④ ①②の実践に関する外部向けＰＲ誌の制作

（６） 契約内容

業務請負契約書（別紙 2）により、契約を締結するものとする。

（７） 支払条件

完了払い。

4 企画提案参加資格要件

本件に申込を行うことができる者（以下「申込者」という。）の資格は次に掲げる参加資格を満たす単体企業もしくは共同企業体であること。共同企業体の場合は、構成員すべてが下記の条件を満たしていること。（詳細は別紙１－１「共同企業体としての競争参加者の資格について」を参照のこと。）

- （１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第 332 条（当機構から取引停止措置を受け、その後 2 年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- （２）当機構西日本（関西）地区において、令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」のうち「調査・研究」の認定を受けていること。

なお、当該競争参加資格の認定を受けていないものも、（１）及び（３）から（７）までに掲げる事項を満たしているときは、９に定める企画提案書の提出時までに認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

ついては、上記の者は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）及び添付書類を提出して、物品購入等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること。

また、本業務に係る共同企業体としての資格を得ようとする者についても同様に、別紙 1－1「共同企業体としての競争参加者の資格について」に示すところに従い事前に競争に参加する資格の審査を申請すること。

競争参加資格の申請手続きの詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査申請の受付について「随時受付」事項（<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>）を参照すること。

- （３）当機構から本件業務の業務対象エリアを含む区域を措置対象区域とする指名停止の通知を受けている期間中でないこと。
- （４）不法な行為を行い、若しくは行うおそれがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人で当該業務の受託者として適当でないと当機構が認める者でないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者又は会社法（平成 17 年法律第 85 号）による特別清算を行っていない者であること。
- （６）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「その他（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照）
- （７）令和 2 年度以降に完了した下記の①又は②の業務において、1 件以上の実績を有する者であること。（再委託又は共同企業体の構成員としての業務を含むが、その場合は申請者が当該部分の業務を主に担当したことを証する書類（実施体制報告等）を提出すること。）

① 同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した

公社及び民間企業が発注した、ある特定の地区（都市部であって、およそ中学校区程度又は一団地程度の広さであること。以下同じ。）を対象にしたまちづくりの推進、地域活動の推進に資する、当該地区の住民又は事業者が企画運営に携わるマーケットやマルシェの企画、運営支援及びその効果検証業務。

- ② 類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社及び民間企業が発注した、ある特定の地区におけるまちづくりの推進、地域活動の推進に資するイベントの企画、運営支援業務。

5 企画提案書の提出者を選定するための基準

企画提案参加資格要件に定める事項に欠格事由として該当するものがないかを審査することにより、業務を適切かつ継続的に行なう基礎的能力の有無について絶対評価をするものとする。

6 参加表明書の提出等

本企画提案競技の参加希望者は、次に従い参加表明書を提出しなければならない。

なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到着しなかった場合は、企画提案の提出者に選定されない。また選定されなかった場合には、本企画提案競技に参加することはできない。

（１）提出期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 14 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。

（２）受付時間

10 時から 16 時まで（ただし、12 時～13 時を除く）。

（３）提出場所

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 7 丁目 1 番 15 号
三宮ビル南館 5 階
独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部 企画課
電話 078-242-6634

（４）提出方法

参加表明書等の提出は、あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

（５）提出書類

- ① 参加表明書（別記様式 1-1～別記様式 1-5）
- ② 直近 1 年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- ③ 会社概要（パンフレット類、営業報告書等）
- ④ 委任状（別記様式 2-1・適宜）
- ⑤ 使用印鑑届（別記様式 2-2・未提出の場合）

※上記の書類については返却しない。

※提出書類等の作成にかかる一切の費用については、提出者の負担とする。

（６）共同企業体による参加

共同企業体で参加する場合は、別紙 1-1「共同企業体としての競争参加者の資格について」を確認の上、別紙 1-2「共同企業体としての競争参加資格審査申請書」及び別紙 1-3「共同企業体協定書」を提出すること。

（７）提出部数：1 部

7 企画提案書の提出者の選定

- (1) 参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出者について、参加資格審査を行った上、企画提案書の提出者を選定する。
- (2) 参加表明書を提出した者全員に対し、令和7年4月22日（火）発送予定で、郵送にて選定結果を通知する。
- (3) 上記（2）により資格なしとなった者は、当機構に対して資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限
令和7年5月2日（金）午後5時まで
 - ② 提出場所
6（3）に同じ。
 - ③ 提出方法
書面は一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）すること。
- (4) 発注者は、説明を求められたときは、令和7年5月12日（月）までに説明を求めた者の提出した書面及び回答を閲覧による方法により遅滞なく公表する。ただし、一時期に問合せ件数が集中する等合理的な理由があるときには、回答期間を延長することがある。
 - ① 閲覧場所
独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部入口。
あらかじめ6（3）に連絡の上、指定された日時に行うこと。
 - ② 閲覧時間
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時（ただし、12時から13時の間は除く）まで。
- (5) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての的確を欠くと認められるときには、その申立てを却下する。

8 企画提案書に係る質問

- (1) 企画提案書に係る質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 提出期間
令和7年4月1日（火）から令和7年4月23日（水）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時（ただし、12時から13時の間は除く）まで。
 - ② 提出場所
6（3）に同じ。
 - ③ 提出方法
6（4）に同じ。
- (2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間
令和7年4月28日（月）から令和7年5月13日（火）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時（ただし、12時から13時の間は除く）まで。
 - ② 閲覧場所
独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部入口。

あらかじめ 6（3）の連絡先に連絡の上、指定された日時に行うこと。

9 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法等

（1）提出期間

令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 7 年 5 月 12 日（月）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時から 16 時（ただし、12 時から 13 時の間は除く）まで。

（2）提出場所

6（3）に同じ。

（3）提出方法

6（4）に同じ。

（4）提出物（詳細は別冊 2 参照）

別冊 2 企画提案資料等作成様式集 企画提案提出書類チェックシートに基づき、全ての必要書類一式を確認の上、漏れなく提出すること。

（5）企画提案の予算額

988.9 万円（消費税相当額含む。）

業務の実施に伴う費用は上記予算額を上限とする。

10 企画提案書の選考

（1）企画提案書の内容について、以下の項目を機構所定の審査委員会において評価（得点による絶対評価）し、最高得点の企画提案書を採用し、契約候補者（1 者）を特定する。

① 企業の経験及び能力

② ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価

③ 企画提案内容

（2）企画提案書の評価項目及び評価点数は以下のとおりとする。

① 企業の経験及び能力

評価項目	評価点数		
	A	B	C
＜企業の業務実績＞・・・別記様式 1－4 令和 2 年度以降に完了した 4（7）に掲げる同種又は類似業務の実績について評価する。 A 同種業務の実績が 2 件以上ある。 B 同種業務の実績が 1 件ある。 C 類似業務の実績がある。 注 1）同種業務の実績がある場合は類似業務の実績は加点しない。 注 2）共同企業体の場合は構成員のいずれかの実績で評価する。	10	5	1
＜企業の地域精通度＞・・・別記様式 1－4 令和 2 年度以降に完了した 4（7）に掲げる同種又は類似業務のうち、神戸市又は明石市内を対象とする業務の実績について評価する。 A 同種業務の実績が 2 件以上ある。 B 同種業務の実績が 1 件ある。 C 類似業務の実績がある。 注 1）同種業務の実績がある場合は類似業務の実績は加点しない。 注 2）共同企業体の場合は構成員のいずれかの実績で評価する。	10	5	1

＜配置予定者の業務実績＞・・・企画提案様式 2－1 配置予定者の令和 2 年度以降に完了した 4（7）に掲げる同種又は類似業務の従事実績について評価する。 A 同種業務の従事実績が 2 件以上ある。 B 同種業務の従事実績が 1 件ある。 C 類似業務の従事実績がある。 注 1）同種業務の実績がある場合は類似業務の実績は加点しない。 注 2）複数の配置予定者が同種又は類似業務の従事実績を持つ場合は、評価点の高い方で評価する。	10	5	1
＜企業の経営安定性＞・・・直近1年度分の財務諸表・別記様式 1－5 直近の前事業年度において A 流動比率100%以上かつ営業利益黒字 B 流動比率100%以上又は営業利益黒字 C 流動比率100%未満かつ営業利益赤字 注）共同企業体の場合は代表者の財務諸表を評価する。	5	2	0

（満点 35 点）

② ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価

評価項目	評価点数
＜企業の能力等＞・・・企画提案様式 3 下記のいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 ※ 1 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※ 2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※ 3 注）共同企業体の場合は代表者の認定状況の評価する。	認定あり： 5

（満点 5 点）

※ 1 女性活躍推進法第 9 条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第 12 条又は同法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）をいう。

※ 2 次世代法第 13 条又は第 15 条の 2 に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※ 3 若者雇用促進法第 15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

③ 企画提案内容

評価項目	評価点数
＜業務理解度＞・・・様式任意 - A 4 判 2 枚以内 業務の目的、条件、内容を理解し、業務対象エリアの調査等を実施した上で、マーケットを開催するとともに、マーケットを地域に根付かせる手法を検証し、その結果をふまえて他団地へ展開する提案がなされており、その業務遂行イメージ、スケジュールの妥当性や実現性が高く具体的な提案が記載されている場合に優位に評価する。	0～15

<実施体制・専門技術力>・・・企画提案様式2-1・2-2・2-3、様式任意 - A 4 判 2 枚以内 受講者の満足度が高い連続講座及び相談会の開催や、マーケットの実践が見込めるノウハウや経験を有し、URの団地の特性を理解した上で同手法を他団地へ展開することを検討できる人員が確保されており、業務を遂行する上での人数、代替要員等体制が確保されている場合に優位に評価する。	0～15
<企画提案>・・・様式任意 - A 4 判 2 枚以内 本業務実施の的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（実績等により説得力がある内容か）及び実現手法（具体的に進めるための独自の工夫、提案がされているか）を考慮し、総合的に判断する。 〔主なテーマ〕 ① 本業務対象エリアの地域住民によるマーケットを確実に開催し、以降、同エリアでマーケットを継続していくための工夫や留意点について。 ② 他エリアで同手法を展開する手順書を作成するにあたり、本実践を検証、分析し、手順書に反映させるための具体的な手法について。	0～30
<価格の妥当性> 提示された概算見積額が、本業務に係る発注者の提示概算額988.9万円（税込）を超過、又は提示内容に対して見積りが不適切な場合には、特定しない。	点数化しない

（満点 60点）

合計点数（満点）100点

11 企画提案の特定結果の通知

- （１）企画提案書の提出者全員に対し、令和 7 年 5 月 19 日（月）発送予定で、郵送にて特定・非特定の結果を通知する。
- （２）上記（１）により非特定の通知を受け取った者は、発注者に対して、非特定と認めた理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限
令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時まで。
 - ② 提出場所
6（３）に同じ。
 - ③ 提出方法
書面は一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）すること。
- （３）発注者は、説明を求められた時には、令和 7 年 6 月 6 日（金）までに説明を求めた者の提出した書面及び回答を閲覧による方法により公表する。ただし、一時的に問合せ件数が集中する等合理的な理由があるときには、回答期間を延長する事がある。
 - ① 閲覧場所
独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部入口。
あらかじめ 6（３）に連絡の上、指定された日時に行くこと。
 - ② 閲覧時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から 16 時（ただし、12 時から 13 時の間は除く）まで。

- （４）発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての的確を欠くと認められるときには、その申立てを却下する。

12 その他の留意事項

- （１）参加表明書及び企画提案書等（以下「提出書類」という。）の提出期限に遅延した場合や、企画提案参加資格のない者が企画提案書を提出した場合は、無効とする。
- （２）提出書類に虚偽の記載を行った場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- （３）提出書類の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- （４）提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。ただし、採用後において、変更の理由及び変更後の内容について発注者がやむを得ないと認めた場合等についてはこの限りではない。また、企画提案書に記載した４（７）に掲げる同種又は類似業務の従事実績を持つ配置予定者がいる場合はその変更をすることが出来ない。
- （５）提出書類の内容によっては、資料の追加提出を求める場合がある。
- （６）提出書類は、当該提案者に無断で二次的に使用しないものとする。
- （７）特定しなかった企画提案書、参加表明申込書類については返却しない。
- （８）特定した企画提案書の提案内容については、発注者が複製、修正、変更、削除等を行って利用し、又は第三者に開示する場合があるので、これらに際しての無償での利用等を予め了解するものとする。
- （９）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （10）特定した提案内容については、開示請求者から情報開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- （11）特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続を完了するまでは、発注者との契約関係が生じるものではないことを了解するものとする。
- （12）特定された者に対し、９（５）に掲げる予算額の契約を約束するものではない。したがって、実際の発注額が予算額を下回る場合がある。また、契約までの間に発注者の事情により、当業務の契約締結が延期若しくは中止される場合があることを予め了承するものとする。
- （13）最終的に実施される内容は、特定された企画提案内容を参考に、発注者の経験等も踏まえ、発注者により決定される。最終決定した仕様に対し、特定された者は見積書を提出し、発注者がそれを妥当と判断した場合に契約が可能となる。
- （14）契約締結後、本業務にて撮影及び制作した著作権については、発注者に帰属するものとし、発注者が独占的に使用するものとする。また、受注者は、発注者に対し、著作権法第19条第１項（氏名公表権）又は第20条第１項（同一性保持権）に規定する権利を行使してはならない。
- （15）落札者は、請負契約書（別紙２）により、契約書を作成するものとする。
- （16）落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」（別紙３）を契約書と同日付で締結するものとする。
- （17）落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別紙４）を契約書と同日付で締結するものとする。

13 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募または契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上

共同企業体としての競争参加者の資格について

企画提案競技説明書 4 に示す、本件業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等については、次のとおりとする。

1 申請の時期

企画提案競技説明書 6（1）のとおり。

2 共同企業体としての資格申請の方法

（1）申請書 別紙 1－2 による。

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に本件業務に係る共同企業体協定書（別紙 1－3 による。3（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付して提出すること。

① 提出場所 企画提案競技説明書 6（3）のとおり

② 提出方法 企画提案競技説明書 6（4）のとおり

3 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

② 企画提案競技説明書 4（2）認定を受けていること。

（2）業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、共同企業体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、共同企業体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同企業体協定書において明らかであること。

（4）共同企業体の協定書

共同企業体の協定書が、別紙 1－3 に示された「共同企業体協定書」によるものであること。

4 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

企画提案競技説明書 4（2）の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も 1 及び 2 により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、企画提案競技説明書 4（2）の認定を受けていない構成員が企画提案競技説明書 4（2）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、企画提案競技説明書 4（2）の認定を受けていない構成員が、本件業務に係る企画提案書の提

出の時までに企画提案競技説明書４（２）の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

５ 資格審査結果の通知
書面により通知する。

６ 資格の有効期間

５の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から本件業務が完了する日までとする。ただし、本件業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、本件業務に係る契約が締結される日までとする。

７ その他

（１） 共同企業体の名称は「（代表者の企業名の一部）・（構成員の企業名の一部）共同企業体」とする。

（２） 本件業務に係る特定手続に参加するためには、企画提案書の提出の時に、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、企画提案競技説明書に示すところにより、企画提案書の提出者として選定されていなければならない。

以 上

(別紙 1 - 2)

共同企業体としての競争参加資格審査申請書（兼受付確認票）

貴支社で行われる団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

共同企業名称 (カタカナ)						共同企業体					
共同企業体の 事務所所在地 (Tel) (Fax)											
共同企業体の構成員											
①		業種		登録番号							
②		業種		登録番号							

※ 企画提案競技説明書 4 (2) の一般競争（指名競争）参加資格審査申請中の場合は、「登録番号」欄に「別紙のとおり」と記載の上、当機構から送信される受理通知メールの印刷又は受理票の写しを本様式とあわせて提出すること。

登録等を受けている事業

構成員	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
①		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日
②		第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

※ 登録事業名の記入に当たっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品購入等）の17の登録事業に限るものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者氏名
所属部課名
Tel / Fax

印

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社 兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

受 付 確 認 票

(共同企業体名称)

共同企業体 殿

機構受付印

(業務名称)

の共同企業体としての競争参加資格審査申請書等については、本日受付しました。

共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一 「団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「本件業務」という。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、【代表者・構成員名】△△・□□共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当共同体は、 年 月 日に成立し、本件業務の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 本件業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本件業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

一 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 △△株式会社

二 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 □□株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当共同体の代表者は、本件業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、本件業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第 8 条 各構成員の本件業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

一 (分担業務の項目を記載する。) △△株式会社

二 (分担業務の項目を記載する。) □□株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本件業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が本件業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第18条 当共同体が解散した後においても、本件業務につき引き渡された目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他〇社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

印

(別添様式)

【別紙１－２申請時に提出】

委 任 状

私は、当共同企業体の代表者に下記の権限を委任します。

記

- 1 当共同企業体の名称
△△・□□共同企業体
- 2 業務名
団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務
- 3 委任事項
上記２の業務に係る
 - (1) 入札及び見積に関する件
 - (2) 契約の締結に関する件
 - (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
 - (4) 本委任に係る復代理人の選任に関する件
 - (5) 契約の保証に関する件
 - (6) その他契約に関する一切の件
- 4 委任期間
当共同企業体の協定存続期間中

令和 年 月 日

委任者（共同体構成員） 住 所
商 号（名 称）
代表者職・氏名

印

受任者（共同体代表者） 住 所
商 号（名 称）
代表者職・氏名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

注１ 委任事項は、明確に記載すること。

注２ 委任者欄には、住所、商号若しくは名称、代表者職及び氏名を記入したうえ、使用印鑑届により届出た印を押印すること。

委任者が年間受任者である場合には、別に年間委任状を提出したうえで行うものとし、年間受任先たる住所、名称、受任者役職及び氏名を記入のうえ、年間委任状により届出た印を押印すること。

注３ 上記２の使用印鑑届等による届出のない場合には、本届と併せて使用印鑑届等（印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）添付要）（委任者の一般競争参加資格の有効期間毎に、届け出る本支社、事務所等毎に作成・提出要）を提出すること。

(別添様式)

【契約締結時に提出】

共同企業体協定書第8条に基づく協定書

団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務については、共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

一（分担業務の項目を記載する。） △△株式会社 ○〇円

二（分担業務の項目を記載する。） □□株式会社 ○〇円

△△株式会社他○社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

△△・□□共同企業体

（代表者） 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

㊟

（構成員） 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

㊟

(別紙2)

請 負 契 約 書

- 1 契約の名称 団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務
- 2 仕様 別冊1のとおり。
- 3 履行期間 令和7年 月 日から令和8年3月19日まで
- 4 契約金額 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 _____ 円)
- 5 支払条件 完成払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、【別冊1】（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。）。

3 受注者は、仕様書に基づき、「業務従事者名簿」「緊急時連絡体制表」を作成し、あらかじめ発注者に届け出るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

なお、一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする定義は次によるものとする。

イ 主たる部分（業務の総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務手法の比較検討及び決定、説明資料・報告書の作成方針の決定及び成果物の照査をいう。）の業務の第三者への委任は認め

ない。

ロ 軽微な業務（ワープロ、コピー、印刷、製本資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力及び単純な計算処理などの業務をいう。）は届出の確認を要せず、委任することができる。

ハ イ及びロのいずれにも該当しない業務を委任させようとする場合は、発注者に届出し、発注者が業務に支障がないと判断した場合に承認することとする。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（業務の中止）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第7条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

四 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
 - 二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
 - 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
 - 八 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - 十 第19条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第15条 第13条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
（受注者の催告による解除権）
- 第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した

時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第6条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 成果物に契約不適合があるとき。
- 三 第13条又は第14条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第13条又は第14条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第19条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定し

たとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者の責めに帰すべき理由により第10条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第21条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 第1項において受注者が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわ

らず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第22条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第24条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第25条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(別紙3)

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。）
- 二 公表されていない情報であり、漏えい等することによって、発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報
- 三 業務を行うために発注者から提供を受けた個人情報
- 四 受注者が業務に関して知り得た個人情報

(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(安全管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、業務等进行处理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の通知又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負（他に請負わせる者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をさせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負させた者が更に他に請負わせる場合、その請負させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等し、発注者は、消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。
※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

発注者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第5章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第66条第2項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託

した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第176条及び第180条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署	氏 名	取扱う範囲等
	役 職		
取扱責任者	〇〇部△△課		
	課長		
取 扱 者	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	係長		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～
	主任		
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(任意様式)

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全管理措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及び通信端末やUSBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		

確 認 内 容	確認 結果	備考
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受注者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。この場合において、発注者に対し、消去又は廃棄したことを証明する書類を提出する等している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要		

確 認 内 容	確認 結果	備考
なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。） 及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

(別紙4)

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

(解除及び損害賠償)

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号
氏名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子

印

受注者 住所
氏名

印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - イ 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - (イ) 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - (ロ) 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - (ハ) 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ロ 受注者は、イの措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

(別記様式1－1)

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

(提出者※1) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印※2

(作成者) 担 当 部 署

氏 名

電 話 番 号

令和7年4月1日付で手続き開始の掲示のありました「団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務」について参加表明書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331号各号の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別記様式1－1から1－5、必要に応じて別記様式2－1及び別記様式2－2、添付書類として会社概要書（パンフレット類、営業報告書等）、直近1年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しを提出すること。

※2 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※3 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 共同企業体の場合の表示は次のとおりとすること。

〇〇共同企業体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇

構成員 △△株式会社 代表取締役△△△△

※2 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※3 連絡先は、事務所等の「代表番号」「代表番号・内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の番号がない場合は、1回線の記載も可。

商号又は名称 _____

競争参加資格の確認について

令和7・8年度独立行政法人都市再生機構西日本（関西）地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、企画提案書の提出の時までに業種区分「役務提供」のうち「調査・研究」の資格を有すると認定されたものであることを

() 認定済の登録番号 ※1

() 申請中につき、当機構から送信される「受理通知メールの印刷」又は「受理票」の写し
※2

※いずれかに○

のとおり証明いたします。

記

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以 上

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ企画提案書の提出の時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載の上、当機構から送信される「受理通知メールの印刷」又は「受理票」の写しを、本様式とあわせてご提出ください。

注) 共同企業体で参加表明する場合、当様式は構成員ごとに提出すること。

(参考) 認定通知書の送付とりやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(別記様式1－3)

参加表明書に関する確認書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年4月1日付けで手続開始の掲示がありました「団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務」の企画提案書に基づく選定の参加に関する当社の表明に際して、次の事項について回答いたします。

なお、当社といたしましては、この確認書の記載が事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、虚偽の記載があった場合は、本応募が無効となること及び以降の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

【確認事項（「はい」または「いいえ」に○を付ける）】

- ① 当社は、機構西日本（関西）地区における令和7・8年度物品購入等に係る一般競争（指名競争）参加資格において「役務提供」のうち「調査・研究」の認定を受けている、または申請中である。

はい・いいえ

- ② 当社は、現在、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域する指名停止を受けていない。

はい・いいえ

- ③ 当社は、当該企画競争における提案書の提出日から起算して2年前の日以降において次の各号の一に該当していない。また該当する者を代理人、支配人、その他の使用人として使用していない。

イ 機構との契約履行にあたり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ロ 機構が執行した企画提案競技において、公正な競争の執行を妨げた者。

ハ 機構と企画提案競技特定者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

ニ 機構による監督又は検査の実施に当たり、機構職員の職務の執行を妨げた者。

ホ 機構との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

ヘ イ〜ホに該当する事実があった後、2 年が経過しない者を機構との契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

はい・いいえ

- ④ 当社は、不法な行為を行い、若しくは行うおそれがある団体、法人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人ではない。

はい・いいえ

- ⑤ 当社は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けておらず、会社法（平成 17 年法律第 85 号）による特別清算も行っていない。

はい・いいえ

- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものではない。

はい・いいえ

以 上

(別記様式1-4)

企業の同種又は類似業務の実績

企画提案競技説明書4企画提案参加資格要件(7)につき、令和2年度以降の受注実績について、下記のとおり相違ございません。

なお、万一、事実と相違する記載があった場合は、本応募が無効となること及び以後の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

業務実績(1)

実績区分	業務名称	契約期間	対象区域 ^{※2}	発注者
同種 ・ 類似		年 月 日 ～ 年 月 日		
業務の概要				

業務実績(2)

実績区分	業務名称	契約期間	対象区域 ^{※2}	発注者
同種 ・ 類似		年 月 日 ～ 年 月 日		
業務の概要				

業務実績(3)

実績区分	業務名称	契約期間	対象区域 ^{※2}	発注者
同種 ・ 類似		年 月 日 ～ 年 月 日		
業務の概要				

※1 記載業務の契約書の写し(業務内容の確認ができる仕様書等を含む)を添付すること。

※2 対象区域とは、当該業務が対象とする物件の所在、業務対象範囲又は業務区域等をいい、対象区域により地域精通度の評価を行う。

(別記様式1-5)

企業の経営安定性に関する申告書

直近の事業年度における流動比率及び営業利益について記載してください。

流動比率	%
営業利益	黒字 ・ 赤字 ※どちらかに○を付けてください。

(別記様式2-1)

(押印する場合) ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部の発注する団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

(受任者) 住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

記載例

(押印する場合) ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

委 任 状

私は を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部の発注する団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

印

(受任者) 住 所
氏

代理人（受任者）使用印

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。
- 3 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

(押印を省略する場合) ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部の発注する団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2 _____

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

(委任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名): (株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担当者(会社名・部署名・氏名): (株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先(電話番号) 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先(電話番号) 2 : ○○-○○○○-○○○○

(受任者)

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担当者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(押印を省略する場合) ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可

委 任 状

私は 〇〇〇〇 を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社兵庫エリア経営部の発注する団地活性化方策としてのマーケット開催支援及び検討調査業務に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2

年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

代表者 (委任者) 氏名

代 表 者

代表者 (受任者) 氏名

(受任者) 住 所

氏 名

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

連絡先は責任者と担当で2つ以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

(委任者)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者 (会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先 (電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先 (電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(受任者)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者 (会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先 (電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先 (電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別記様式2－2)

使 用 印 鑑 届

使用印		実印	
-----	--	----	--

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住	所	
商号又は名称		
代 表 者		印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使 用 印 鑑 届

使用印		実印	
-----	--	----	--

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

← 提出日

住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

↑
実印

独立行政法人都市再生機構西日本支社
兵庫エリア経営部長 新谷 依子 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。